

千葉県火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第13号

千葉県火災予防条例の一部を改正する条例

千葉県火災予防条例（昭和37年千葉県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第34条の4第2項ただし書中「に存する」を「のうち、消火器具の有効範囲内の」に改める。

第48条の見出し中「確認試験及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則

- 1 この条例中第48条の見出しの改正規定及び同条第1項を削り、同条第2項を同条とする改正規定並びに次項の規定は平成31年4月1日から、第34条の4第2項ただし書の改正規定は同年10月1日から施行する。
- 2 千葉県消防関係手数料条例（平成12年千葉県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表6の項中「11の項」を「10の項」に改め、同表10の項を削り、同表11の項中「条例第48条第2項」を「千葉県火災予防条例（昭和37年千葉県条例第4号）第48条」に改め、同項を同表10の項とし、同表12の項から22の項までを1項ずつ繰り上げ、同表23の項中「32の項」を「31の項」に改め、同項を同表22の項とし、同表24の項から26の項までを1項ずつ繰り上げ、同表27の項中「23の項」を「22の項」に改め、同項を同表26の項とし、同表28の項を同表27の項とし、同表29の項中「24の項」を「23の項」に改め、同項を同表28の項とし、同表30の項中「26の項」を「25の項」に改め、同項を同表29の項とし、同表31の項から36の項までを1項ずつ繰り上げる。